

議事日程（閉会日） 令和3年9月16日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 33号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第 34号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第 35号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 36号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第 37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 38号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 39号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 40号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 41号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 42号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 43号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 44号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 45号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 46号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第 15 発議第 4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について
- 日程第 16 発議第 5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について
- 日程第 17 発議第 6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について
- 日程第 18 発議第 7号 防災対策の充実を求める意見書について

日程第 19 議案第 47 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子 君	2 番	古 村 護 君
3 番	鎌 田 鷹 介 君	5 番	加 藤 眞 人 君
6 番	伊 藤 守 君	7 番	服 部 芙 二 夫 君
8 番	三 輪 一 雅 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹 君
福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君		

事務局出席職員

事務局長	平 松 孝 浩	議会事務局	渡 辺 千 智
------	---------	-------	---------

=====

午前 9 時 0 分開議

○議長（服部芙二夫君） どうも、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方におかれましても、御出席いただきありがとうございます。

さて、令和 3 年第 3 回定例会は 9 月 1 日から 16 日間の日程で開かれました。本日が今期定例会の最終日でございます。この後、行われます議案審議に際しましても慎重審議をしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議案第 33 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 議案第 34 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 3 議案第 35 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 4 議案第 36 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 37 号 令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 38 号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 39 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 40 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 41 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 42 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 43 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 44 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 45 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 46 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（服部英二夫君） 日程第 1、議案第 33 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 14、議案第 46 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 14 議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） ただいま議題としました議案につきましては、14 日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は議会運営委員会で御決定いただいたとおり採決を行いますので、御理解願います。

それでは、日程第1、議案第33号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2、議案第34号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3、議案第35号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告どおり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第36号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第38号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第39号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は認定です。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第39号はそれぞれ委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、議案第40号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、議案第41号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、議案第42号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11、議案第43号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12、議案第44号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、議案第45号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14、議案第46号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 15 発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

日程第 16 発議第 5 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第 17 発議第 6 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について

日程第 18 発議第 7 号 防災対策の充実を求める意見書について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第 15、発議第 4 号から日程第 18、発議第 7 号までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで提出者による趣旨説明を求めます。

発議第 4 号から第 7 号について、提出者は登壇の上、お願いします。

○3 番（鎌田鷹介君） 議長、3 番。

○議長（服部英二夫君） 3 番議席、鎌田鷹介君。

○3 番（鎌田鷹介君） 発議第 4 号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書（案）の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。しかしながら、1985 年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままとなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれました。木曾岬町においても児童生徒・教職員に 1 人 1 台端末が配備されていますが、都道府県間や市町村間においては端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況に格差があり、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。現在中央教育審議会「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられていますが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもと

より制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものがございます。

意見書の提出先は、財務大臣宛てでございます。

次に、発議第5号の説明を申し上げます。

「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書(案)。

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

その理由は、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現し、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてはいますが、中学校については、現時点において、学級編制の標準の引下げはありません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2020年経済協力開発機構(OECD)公表値では、小学校27人(OECD加盟国平均21人)、中学校32人(同23人)とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。

木曾岬町においても、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、学級担任・支援員を含めて40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町において可能な限り対応いただいておりますが、「学校の新しい生活様式」への対応に苦慮している状況があります。また、個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒も増加傾向にあり、教職員がよりきめ細かく児童生徒と向きあうためには、更なる環境整備が必要です。

教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一途をたどっており、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、全国的に未だ不十分であると言わざるをえません。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものがございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てでございます。

次に、発議第6号の説明を申し上げます。

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書(案)。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充す

ること。

その理由は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。政府は大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、文部科学省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てでございます。

次に、発議第7号の説明を申し上げます。

「防災対策の充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

その理由は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約34～51万人にのぼり、一か月後においても約32～62万人が避難所生活をつづけることになると推計されています。東日本大地震や西日本豪雨等、これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも、9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。

しかし、三重県における防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ31.8%、貯水槽・プールの浄化装置72.2%（2019）など、十分であるとは言えません。また、耐震化対策のうち、屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2020年4月現在、公立小中学校11棟で未だ完了していません。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難

所は開設されています。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」が示されました。感染症対策として、PPE（Personal Protective Equipment、個人用防護）の準備、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方との施設やスペースの分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのか、危惧するところです。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てでございます。

以上、意見書（案）4件の趣旨説明とさせていただきます。御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより発議第4号から発議第7号の意見書4件に対する質疑に入ります。

この件について、何か御質疑がございましたら御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は一括討論にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、一括討論とします。

討論のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書についてから発議第7号、防災対策の充実を求める意見書についてまでの4議案について、1議案ごとに採決を行います。

日程第15、発議第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第15、
発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたします。

次に、日程第16、発議第5号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求
める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第16、
発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第17、発議第6号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制
度の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願
います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第17、
発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第18、発議第7号、防災対策の充実を求める意見書について、原案のと
おり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第18、
発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第19 議案第47号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第4号)
について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第19、議案第47号、令和3年度三重県桑名郡木
曾岬町一般会計補正予算(第4号)についてを上程し、これを議題とします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、改めて、おはようございます。

それでは、ただいま上程を賜りました日程第19、議案第47号、令和3年度三重県桑
名郡木曾岬町一般会計補正予算(第4号)について、その提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、
予算総額を29億6,050万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の
自宅療養者に対して必要な医療の提供を行うため、療養者宅へ看護師が訪問して行う健康

観察、訪問看護等に対する支援を目的として、その必要な経費を計上するものでございます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第47号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、予算の総額を29億6,050万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では、14款国庫支出金、2項国庫補助金において、また、歳出では、4款衛生費、1項保健衛生費におきまして、それぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は既決予算額に400万円を追加いたしまして、補正後の予算額を29億6,050万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、内容についての説明を申し上げます。

4ページの総括は割愛させていただきます、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項7目国庫補助金では、400万円を追加計上するものでございます。このたびの事業の財源といたしまして、係る事業費の全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に求めようとするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページ、8ページの総括は割愛させていただきます、9ページから、担当課長より説明をさせていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、9ページ、10ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費では、400万円を追加し、3,849万6,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事

業としまして、自宅療養者に必要な医療を提供するため、御自宅へ看護師が訪問し、健康観察、訪問看護などに対する支援と自宅療養者で飲食物などの確保が困難な場合に物資を供給するために追加補正するものでございます。10節の需用費の消耗品としまして、自宅療養者で飲食物などの確保が困難な方に物資を供給するために必要な経費を追加補正させていただくものでございます。18節負担金、補助及び交付金の関係負担金としまして、訪問看護ステーションの事務所を新規設置した場合に係る光熱水費及び携帯電話リース料などの維持管理費に要する経費を追加補正させていただくものでございます。新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金としまして、訪問看護に対する診療報酬に上乘せ分を補助するための経費を追加補正するものでございます。

以上で令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第47号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（三輪一雅君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8議席、三輪一雅君。

○8番（三輪一雅君） 6ページの歳入で、今回この予算は地方創生臨時交付金から賄うということで、当初のときに説明があったのかも分からないんですけども、今回400万円をまるっと上乘せするというので、特に交付金自体の上限というか、予算枠自体は400万を乗せても問題はないというふうに考えてよろしいのかということをお聞きしたいと思います。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 予算枠に関しましては、これを追加してもまだ余裕があるということでございます。

以上です。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。

議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案の採決に入ります。

日程第19、議案第47号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和3年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前 9時40分閉会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には、本定例会が9月1日から本日までの16日間の日程で開催され、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により本定例会を無事終えることで、住民の皆様への負託にもお応えすることができましたこと、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の方々におかれましても、このたび可決決定した議案を住民福祉の向上と町政の進展につなげるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
